

## 文部科学省先端研究基盤共用促進事業（共用プラットフォーム形成支援プログラム）

### 臨床質量分析共用プラットフォーム質量分析装置群共用に関する取扱要領

#### （目的）

第1条 本要領は、臨床質量分析共用プラットフォーム（以下「MSPF」という。）の代表機関である公立大学法人横浜市立大学（以下「横浜市立大学」という。）、実施機関である国立研究開発法人国立がん研究センター（以下「国立がん研究センター」という。）及び学校法人北里研究所北里大学（以下「北里大学」という。）に設置されている質量分析装置群（以下「MS」という。）を対象に、利用に関する取り扱い、及び事務手続き等を定めるものとする。利用できるMSはMSPFのホームページに記載のとおりである。

#### （基本方針）

第2条 MSの利用は、横浜市立大学、国立がん研究センター及び北里大学の各施設の業務等に支障のない範囲とする。MSを利用する者は、利用実験を安全に実施するとともに、各機関スタッフや他の利用研究者等との良好な関係を確保すること。作業を行う場合は、各機関スタッフの指示に従うこと。また、関係法令、各機関の規程及び各種手続き等を遵守すること。

#### （利用の条件）

第3条 利用に際しては、以下の項目を全て満たすこと。

- ・MSを利用する者は利用料金の支払能力を有し、産官学を問わず法人格を有する研究機関に所属していること。
- ・利用目的は学術研究及び研究開発に関する分析とし、それ以外の目的の分析及び機器の貸与については、各機関との契約があるもののみとする。
- ・利用にあたり各機関（横浜市立大学、国立がん研究センター及び北里大学）が定める諸規程に従うものとする。

2 本事業における「依頼分析」は、各機関の承認を経て、「国立研究開発法人国立がん研究センター共同研究取扱規程」第2条及び「北里大学共同研究取扱規程」第2条に定める共同研究とみなす。

#### （利用形態及び手続き）

第4条 本プラットフォームで提供する利用形態は以下のとおりとする。

##### （1）共同研究

利用者とPFが共通の課題について共同で研究を行う。

##### （2）依頼分析

利用者からの依頼に基づき分析を行う。

- 2 申請者は共同研究又は依頼分析のいずれかを選択し、機関の規程、要領に定める所定の様式により手続きを行う。ただし、研究計画に関する資料があるときは、開示できる範囲でその複写を事務局に提出すること。

#### （利用の許可及び契約）

第5条 共同研究及び依頼分析の申請は、本プラットフォーム事務局で受付け、研究代表等各機関

スタッフを含めた関係者で協議し、本プラットフォーム事務局から利用の可否を通知する。許可通知を受けた後は、各機関の規程等に則り、契約手続等を行う。

（利用の事前相談）

第6条 利用者は、利用開始前に、各機関スタッフと事前の相談を行うこと。また、申請書あるいは相当する書類を提出すること。

（経費）

第7条 各機関が利用者と協議の上、経費を決定する。横浜市立大学における依頼分析の経費については、ホームページに標準的な利用料金を示すが、この場合も試料及び分析の種類によって経費が大きく異なるため、横浜市立大学が利用者と協議の上、経費を決定する。

（研究成果・利用実績の取扱）

第8条 利用研究成果は利用者に帰属する。ただし、共同研究の研究成果は、その分担率による。また、MSを利用した成果を含む学術論文、書籍、学会ポスター、学会口頭発表及び講演等の公知となる印刷物及び電子媒体には、本プラットフォームを利用した旨必ず記載すること。特に学術論文などに投稿する場合は、材料および方法、あるいは謝辞に少なくとも記載すること。また、記載された印刷物1部あるいは電子媒体の複製を必ず提出すること。これらは、業績件数を集計し、機密保持の範囲内で本プラットフォーム中間及び終了時の報告書に利用する。

（協議）

第9条 上記の項目に記載のない問題が生じた場合は、誠意をもって速やかに協議の上これを解決するものとする。

平成31年3月29日

3機関了承